

## 多子世帯、ひとり親世帯等の利用者負担の軽減措置について

平成 28 年度から多子世帯、ひとり親世帯等の利用者負担の軽減措置が図られます。

## 1. 多子世帯

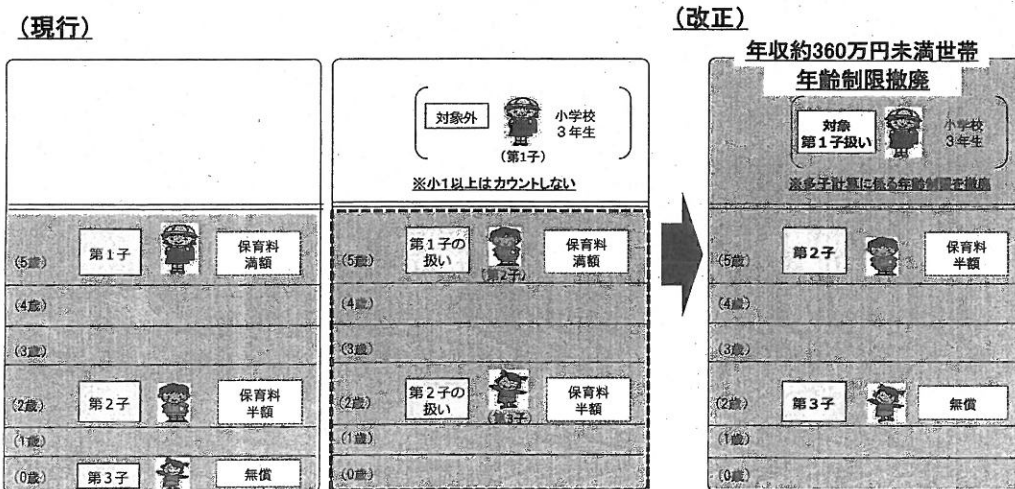
年収約 360 万円未満相当の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子の保育料を半額、第 3 子以降の保育料を無償化する。

## 多子世帯の保育料負担軽減について

## ●多子世帯の保育料負担軽減

年収約360万円未満世帯について、

- ・現行制度で小学校就学前までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃。
- ・第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。



## 2. ひとり親世帯等

年収約 360 万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充し、第 1 子の保育料を半額、第 2 子以降の保育料を無償化する。

## ひとり親世帯等の保育料負担軽減について

## ●ひとり親世帯等の保育料負担軽減

年収約360万円未満のひとり親世帯等への保育料負担軽減を拡充

階層区分	現 行		拡 充 後
	基準額 保護者負担額(月額)	負担軽減後 保護者負担額(月額)	
第2階層 市町村民税非課税世帯 (年収約260万円まで)	第1子 6,000円 第2子 3,000円	0円 0円	0円 0円
第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (年収約330万円まで)	第1子 16,500円 第2子 8,250円	15,500円(1,000円引き下げ) 7,750円(上記の半額)	7,750円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約470万円未満世帯 のうち年収約360万円未満世帯)	第1子 27,000円 第2子 13,500円	27,000円(基準額どおり) 13,500円(上記の半額)	13,500円(基準額の半額) 0円(無償化)

※上記の保護者負担額はすべて3歳以上児の保育標準時間認定の場合